

## 投資法人の税務

本投資法人に関して、分配金に関する税務及び不動産流通税を除く、主な課税上の取扱いは以下のとおりです。なお、税法等が改正され、又は税務当局等による解釈、運用が変更された場合、以下の内容は変更されることがあります。

### 利益配当等の損金算入要件

税法上、一定の要件を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められていますが、そのための主な要件は以下のとおりです。

- (i) 配当等の額が配当可能利益の額の 90% 超(又は利益を超える金銭の分配がある場合には金銭の分配の額が配当可能額の 90% 超)であること。
- (ii) 他の法人の発行済株式総数又は出資金額の 50% 以上を有していないこと。
- (iii) 借入れは、租税特別措置法に定める機関投資家からのものであること。
- (iv) 事業年度終了時に同族会社のうち租税特別措置法施行令に定めるものに該当していないこと。
- (v) 発行する投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が 50% を超える旨が投資法人の規約において記載されていること。
- (vi) 設立時における投資口の発行が公募でかつ発行価額の総額が 1 億円以上であること、又は投資口が投資法人の事業年度終了時に 50 人以上の投資主により所有され若しくは租税特別措置法に定める機関投資家のみによって所有されていること。